

資料13

○宇和島市生涯学習センター条例施行規則

平成31年 1 月 28日

教委規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇和島市生涯学習センター条例（平成30年条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定により、宇和島市生涯学習センター（以下「学習センター」という。）の施設並びに附属設備及び備品（以下「附属設備等」という。）の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇和島市生涯学習センター使用許可申請書（様式第 1 号）を使用の日の 7 日前までに宇和島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請の受付は、ホール、ホワイエ及び多目的室については使用日の属する月の 6 月前から、その他の施設については使用日の属する月の 2 月前からとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第 1 項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは使用の許可を決定し、宇和島市生涯学習センター使用許可書（様式第 2 号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

4 教育委員会は、前項の審査の結果により、使用の許可をしないときはその理由を付して、宇和島市生涯学習センター使用不許可決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(使用の順位)

第 3 条 使用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用許可の変更又は取消し)

第 4 条 第 2 条第 3 項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更し、又は取消しをしようとするときは、宇和島市生涯学習センター使用許可変更・取消申請書（様式第 4 号）に使用許可書を添えて、使用日の前日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、宇和島市生涯学習センター使用許可変更・取消承認通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

3 教育委員会は、条例第8条第1項の規定に該当すると認めたときは、宇和島市生涯学習センター使用許可変更・取消通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

（使用許可書の提示）

第5条 使用者は、施設を使用するに当たっては、係員に使用許可書（許可を受けた事項に変更があった場合は、宇和島市生涯学習センター使用許可変更承認通知書又は宇和島市生涯学習センター使用許可変更通知書を含む。以下同じ。）を提示し、使用についての指示を受けなければならない。

（附属設備等の使用料）

第6条 条例第9条第2項の規定により定める附属設備等の使用料は、別表第1のとおりとする。

（使用料の減免）

第7条 条例第10条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除（以下「減免」という。）することができるものとする。

（1） 学習センターがその目的を達成するために行う自主事業のために使用する
とき。

（2） 災害又は緊急のやむを得ない理由により学習センターを一時的に使用する
場合で市長が特に減免を必要と認めたとき。

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、宇和島市生涯学習センター使用料減免申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を適当と認めたときは、宇和島市生涯学習センター使用料減免承認通知書（様式第8号）により前項に規定する申請者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第8条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、宇和島市生涯学習センター使用料還付申請書（様式第9号）に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

（特別設備等の許可）

第9条 条例第13条の規定により、特別の設備の設置等の許可を受けようとする使用者は、宇和島市生涯学習センター特別設備設置等許可申請書（様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、特別の設備の設置等の可否を決定し、宇和島市生涯学習センター特別設備設置等許可（不許可）決定通知書（様式第11号）により使用者に通知するものとする。

（汚損等の届出）

第10条 使用者は、学習センターの使用中に施設、附属設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに宇和島市生涯学習センター汚損等届出書（様式第12号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用後の届出）

第11条 使用者は、施設等の使用を終えたときは、速やかに係員に届け出て、使用した施設等の点検を受けなければならない。

（遵守事項）

第12条 条例第7条に定めるもののほか使用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 定員を超える人員を収容しないこと。
- （2） 許可を受けないで物品の販売、展示又はこれらに類する行為をしないこと。
- （3） 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- （4） 許可を受けた設備又は備品以外のものを使用しないこと。
- （5） 許可を受けないで印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。
- （6） 許可を受けないで壁、柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- （7） 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- （8） その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（運営委員会等）

第13条 学習センターの管理、運営、利用等に関する基本的事項を審議するため、運営委員会等を置くことができる。

（指定管理者による管理）

第14条 条例第19条第1項の規定により学習センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条第1項中「宇和島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第2条第1項ただし書、第2項、第3項及

び第4項、第3条ただし書、第4条、第9条並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

- 2 条例第22条第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合における第7条、第8条及び別表第2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条の見出し	使用料	利用料金
第7条第1項	第10条	第22条第4項
	使用料	利用料金
第7条第1項第2号	市長	指定管理者
第7条第2項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第7条第3項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第8条の見出し	使用料	利用料金
第8条第1項	第11条	第22条第5項
	使用料	利用料金
第8条第2項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
別表第2	使用料	利用料金

- 3 前2項の場合において、様式第1号から様式第12号までの様式は、これらを標準として指定管理者が別に定める。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、学習センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月6日から施行する。ただし、次項の規定は、平成31年1月28日から施行する。

（準備行為）

- 2 使用の許可の申請その他の学習センターを供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

（経過措置）

- 3 学習センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該管理を指定管理者に行わせる日前に教育委員会がした使用の許可その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、指定管理者がした利用の許可その他の行為とみなす。

附 則（令和元年8月21日教委規則第6号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年2月18日教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第6条関係）

区分	品名	単位	1回の使用料
舞台設備	スクリーン	1式	1,040円
	グランドピアノ（カワイGX—7+XC）	1台	2,610円
	演台備品	1式	140円
	演台、司会者台、花台		
	電気器具持込み	1kwh	100円
照明設備	ボーダーライト	1式	2,680円
	サスペンションライト	1式	1,690円
	アッパーホリゾンライト	1式	490円
	プロセニウムライト	1式	1,690円
	シーリングライト	1式	1,170円
	クノセンピンスポットライト	1式	580円
	照明操作卓	1式	590円
	調光電源盤	1式	3,050円
	照明器具持込み	1kwh	100円
ホール設備	音響設備	1式	2,140円

	音声調整卓、プロセニアムスピーカー、 カラムスピーカー、サブウーハー、はね 返りスピーカー、スピーカースタンド、 舞台袖スピーカー、モニタースピーカー 録音再生ワゴン及び各種マイク（ダイナ ミックマイク、ワイヤレスマイク及びタ イピン型マイク）		
	プロジェクター	1 式	600円
	音響器具持込み	1 kwh	100円
その他	有孔パネル（キャスターポール含む）	1 枚	30円
	コミュニケーションボード（ベース及びポ ール部材含む）	1 枚	60円
	アップライトピアノ	1 台	770円
	デジタルピアノ	1 台	240円
	ドラムセット	1 式	230円
	演奏備品	1 式	100円
	ギターアンプ、ベースアンプ、PAシステ ム、ワイヤードマイク、モニタースピー カー		
	プロジェクター	1 台	160円
	スクリーン	1 式	110円
	パソコン	1 台	180円
	電気器具持込み	1 kwh	100円

備考

- 1 ピアノを調律する場合は、使用者の負担とする。
- 2 この表に掲げるもの以外の附属設備等の使用料の額は、類似する附属設備等の使用料の額に準じて算定した額とする。
- 3 使用料の算定額に10円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。

別表第2（第8条関係）

区分	ホール、ホワイエ、多目的室	それ以外の施設
----	---------------	---------

1 第4条第2項又は第3項の規定により変更があった 場合で、既納使用料が過納になるとき。	超過額	超過額
2 使用者の責めに帰さない理由により使用することが できなかったとき。	100%	100%
3 使用日の3月前までに取消しの申請があったとき。	70%	—
4 使用日の1月前までに取消しの申請があったとき。	50%	70%
5 使用日の7日前までに取消しの申請があったとき。	30%	50%

様式第 1 号(第 2 条関係)

宇和島市生涯学習センター使用許可申請書

年 月 日

宇和島市教育委員会 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話() ー

次のとおり使用したいので申請します。

使用目的・内容							
使用施設							
使用日時		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
附属設備等の使用		無 ・ 有		使用設備等			
使用(入場)予定人数		人					
入場料等の徴収		無 ・ 有 (徴収金額: 円)					
		営利 ・ 非営利					
※使用時間区分	月日	準備・練習	開 場	開 演	終 演	整理終了	入場予定人員
	/	: ~ :	:	:	:	:	人
使用料	施設	基本額	市 外	入場料徴収	営 利 等	計	納 入 額
		加 算 額	加 算 額	加 算 額	加 算 額		
		円	円	円	円	円	円
		附属設備等				円	
冷暖房	円	その他	円	円			

太枠内を記入してください。
※欄についてはホール使用の場合記入してください。

様式第 2 号(第 2 条関係)

宇和島市生涯学習センター使用許可書

第 号
年 月 日

様

宇和島市教育委員会 印

次のとおり使用を許可します。

使用目的・内容											
使用施設											
使用日時		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分									
		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分									
		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分									
		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分									
附属設備等の使用		無 ・ 有		使用設備等							
使用(入場)予定人数		人									
入場料等の徴収		無 ・ 有 (徴収金額: 円)									
		営利 ・ 非営利									
※使用時間区分	月日	準備・練習		開 場	開 演	終 演	整理終了	入場予定 人 員			
	/	: ~ :		:	:	:	:	人			
使用料	施設	基 本 額		市 外 加 算 額		入場料徴収 加 算 額		営 利 等 加 算 額		計	納 入 額 合 計
		円		円		円		円		円	円
		附属設備等 円									
		冷暖房		円		その他		円			
許可条件											
1 宇和島市生涯学習センター条例及び条例施行規則を遵守すること。											
2 関係職員の指示に従うこと。											

様式第3号（第2条関係）

宇和島市生涯学習センター使用不許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市教育委員会 図

年 月 日付けで申請のあった宇和島市生涯学習センターの使用については、下記の理由により許可しないことを決定したので、宇和島市生涯学習センター条例施行規則第2条の規定により通知します。

記

（不許可となった理由）

（教示）

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、宇和島市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宇和島市を被告として（訴訟において宇和島市を代表する者は、宇和島市教育委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 4 号(第 4 条関係)

宇和島市生涯学習センター使用許可変更・取消申請書

年 月 日

宇和島市教育委員会 様

使用者 住 所
団体名
氏 名
電 話() —

次のとおり使用許可の変更・取消を申請します。

使用許可年月日	年 月 日	使用許可番号	第 号
使用目的・内容			
使用施設			
変更・取消の理由			
変更内容			
1 変更の場合は、変更しようとする内容を詳細に記入のこと。 2 使用許可書を添付すること。			

様式第 5 号(第 4 条関係)

宇和島市生涯学習センター使用許可変更・取消承認通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市教育委員会 印

次のとおり使用許可変更・取消を承認します。

使用許可年月日	年 月 日	使用許可番号	第 号
使用目的・内容			
使用施設			
変更する事項			
変更・取消の理由			
備考			

様式第 6 号(第 4 条関係)

宇和島市生涯学習センター使用許可変更・取消通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市教育委員会 印

宇和島市生涯学習センター条例施行規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり使用許可の変更・取消を通知します。

使用許可年月日	年 月 日	使用許可番号	第 号
使用目的・内容			
使用施設			
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分		
使用の変更・取消をする事項			
理由			

(教示)

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、宇和島市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分（この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、宇和島市を被告として（訴訟において宇和島市を代表する者は、宇和島市教育委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 7 号(第 7 条関係)
宇和島市生涯学習センター使用料減免申請書

宇和島市長 様

年 月 日

使用者 住 所
団体名
氏 名
電 話() —

次のとおり使用料の減額・免除を受けたいので申請します。

使 用 目 的 ・ 内 容				
使 用 施 設				
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日	使用許可番号	第 号	
使 用 日 時	年 月 日() 時 分～ 年 月 日() 時 分			
減 免 申 請 の 理 由				
※ 減 免 の 措 置	内 容	規 定 使 用 料	減 免 金 額	決 定 金 額
	減額 % 免除	円	円	円

※印の欄は、記入しないこと。

様式第 8 号(第 7 条関係)

宇和島生涯学習センター使用料減免承認通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長 印

次のとおり使用料の減額・免除を承認したので通知します。

使 用 目 的 ・ 内 容				
使 用 施 設				
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日	使用許可番号	第 号	
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 年 月 日 () 時 分			
減 免 の 措 置	内 容	規 定 使 用 料	減 免 金 額	納 付 金 額
	減額 % 免除	円	円	円
備 考				

様式第 9 号(第 8 条関係)

宇和島市生涯学習センター使用料還付申請書

宇和島市長 様

年 月 日

使用者 住 所
 団体名
 氏 名
 電 話() —

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用許可年月日	年 月 日		使用許可番号		第 号	
使用許可施設 及 び 使 用 料	施 設 名	既 納 使 用 料	還 付 申 請 額		※ 還 付 金 額	
	合 計					
還付を受けようと す る 理 由						

※印の欄は、記入しないこと。

様式第10号（第9条関係）

宇和島市生涯学習センター特別設備設置等許可申請書				
年 月 日				
宇和島市教育委員会 様				
使用者 住 所				
団体名				
氏 名				
電話番号（ ） ー				
次のとおり特別の設備の設置等の許可を申請します。				
使 用 施 設				
使 用 日 時	年 月 日から	午前・午後 時 分から		
	年 月 日まで	午前・午後 時 分まで		
設置等の理由				
				
				
				
設置等の場所				
特別の設備の 設置等の内容				
使 用 責 任 者 (連 絡 者)	□ 使用者と同じ。(※使用者と異なる場合は、氏名等を記入)			
	フリガナ		電話 番号	() ー
氏 名				
備 考				

（注）必要に応じて設備の図面等を添付してください。

様式第11号（第9条関係）

宇和島市生涯学習センター特別設備設置等許可（不許可）決定通知書			
第 号 年 月 日			
様			
宇和島市教育委員会 図			
年 月 日付けで申請のあった特別の設備の設置等について、次のとおり許可する（許可しない）ことを決定したので、通知します。			
使 用 施 設			
使 用 日 時	年 月 日から 年 月 日まで	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	
設置等の場所			
特別の設備の 設置等の内容			
許 可 の 条 件 又 は 許 可 し な い 理 由			
備 考			

(教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、宇和島市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宇和島市を被告として（訴訟において宇和島市を代表する者は、宇和島市教育委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 12 号(第 10 条関係)
宇和島市生涯学習センター汚損等届出書

年 月 日

宇和島市教育委員会 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話() —

次のとおり施設等を汚損・損傷・破損・滅失したので届出ます。なお、与えた汚損等については指示に従って原状に回復又は損害額を賠償します。

使用許可年月日	年 月 日	使用許可番号	第 号	
汚損・損傷・滅失日時	年 月 日	午前・午後 時 分		
汚損・損傷・滅失箇所(物体)			数量	
汚損・損傷・滅失内容又は程度				
汚損・損傷・滅失の理由				
※ 決 定 事 項				

※印の欄は、記入しないこと。